

ライブラリーカード会員に関する細則

平成 20 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、城西大学水田記念図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料を必要とする一般市民に対して、広く学習、調査又は研究を支援し、もって、学術情報資源の効果的な活用を地域に拡大するため、「ライブラリーカード会員」（以下「会員」という。）制度を設置し、その必要事項を定める。

(定義)

第 2 条 ライブラリーカード会員とは、本細則に基づき、図書館の利用を許可された者をいう。

(入会資格)

第 3 条 会員の入会資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 坂戸市及びその近隣地域に在住又は勤務している 18 歳以上の者（但し、学生を除く。）
- (2) その他館長が許可した者

(入会手続)

第 4 条 入会を希望する者は、身分を証明できるもの（顔写真付）及び顔写真 1 枚（3.0cm x 2.4cm 白黒又はカラー）を持参し、会員申込書に記入して、図書館長の許可を得なければならない。

- 2 前項にいう身分を証明できるものとは、運転免許証又は保険証等、住所、氏名及び年齢が証明できるものとする。
- 3 個人情報の取扱いについては、登録及び連絡の目的のみの使用とする。

第 5 条 前条第 1 項により許可を得た者に、利用者カード（ライブラリーカード）を発行する。

(有効期限)

第 6 条 利用者カードの有効期限は、登録日より 1 年間とする。

- 2 利用者カードの有効期限は、更新することができる。但し、更新後の有効期限は、更新の日より 1 年間とする。
- 3 利用者カードの更新は、有効期限満了の 1 ヶ月前から有効期限満了の 1 ヶ月後までとする。
- 4 利用者カードを更新するときは、第 4 条第 2 項に定める身分を証明できるものを提示しなければならない。

(入会料金等)

第 7 条 利用者カードの発行に関わる料金及び更新に関わる料金は、次のとおりとする。

- (1) 入会料金は、1,000 円とする。
- (2) 更新料金は、1,000 円とする。

(会員の受けられるサービス)

第8条 会員の受けられるサービスは、次のとおりとする。

- (1) 図書館資料を閲覧すること。
- (2) 著作権法の定め範囲内において図書館資料を複写すること。但し、複写にかかる費用は、利用者の負担とする。
- (3) 図書のみ5冊まで2週間の館外貸出を受けること。
- (4) 図書館内のコンピュータの利用はできない。但し、蔵書検索等のため、館員のサポートを受けてこれを利用することはできる。
- (5) レファレンス・サービスを受けること。

(サービスの制限)

第9条 会員へのサービスの制限については、次のとおりとする。

- (1) 大学の試験期間等は、学内利用者を優先し、会員の利用を制限することがある。
- (2) 本学図書館を介して、他機関からの借出し及び文献複写の依頼はできない。
- (3) 購入希望図書の申込はできない。
- (4) 図書館資料を使用しない自習等、場所のみの利用はできない。
- (5) 他大学その他の教育機関の所属者は、図書館相互協力制度を利用するものとする。

(カードの紛失又は盗難)

第10条 利用者カードを紛失したとき又は盗取されたときは、直ちに図書館に申し出るものとする。

2 利用者カードの再発行を望むときは、新規に登録手続きをするものとする。

(雑則)

第11条 図書館の利用については、この細則に定めるほか、図書館利用細則による。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。